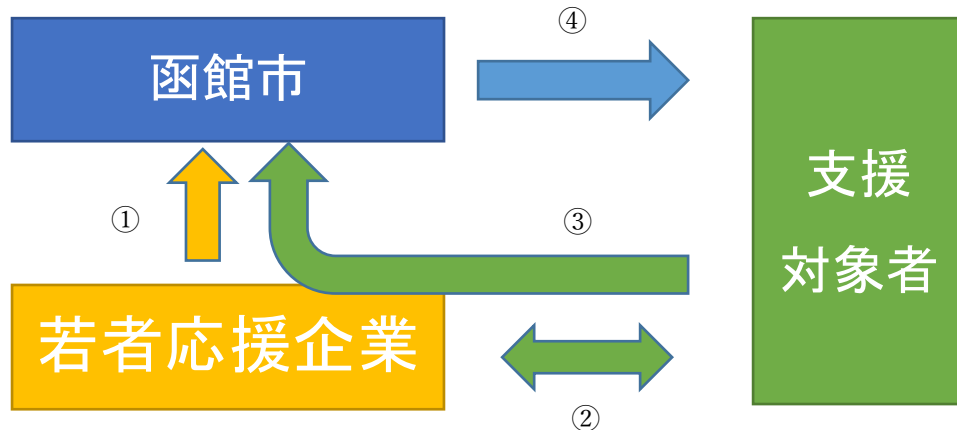


函館市奨学金返還支援事業 若者応援企業募集要項

地域における人口減少が課題である本市において、本市産業を担う若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図るため、市内中小企業等に就職のうえ、奨学金の返還を行う若者に対し、市内中小企業等と連携して、当該奨学金の返還を支援することとし、本事業の趣旨に賛同し、市とともに奨学金返還の支援を行う企業等（以下、「若者応援企業」という。）を募集します。

1 本事業のイメージ



①企業登録申請(R5年度～)

②正社員等として新規に採用され勤務。当該年度の返還額の1/3以上支援(R6年度～)※1

③支援対象者は、勤務先企業経由で採用日から30日以内に函館市へ認定申請のうえ、認定を受けた後、函館市が別途指定する時期に補助金申請(R6年度～)

④当該年度返還額の1/3(最大12万円)支援(R6年度～)※2

※1 介護・保育職を採用した場合は、支援は求めない。

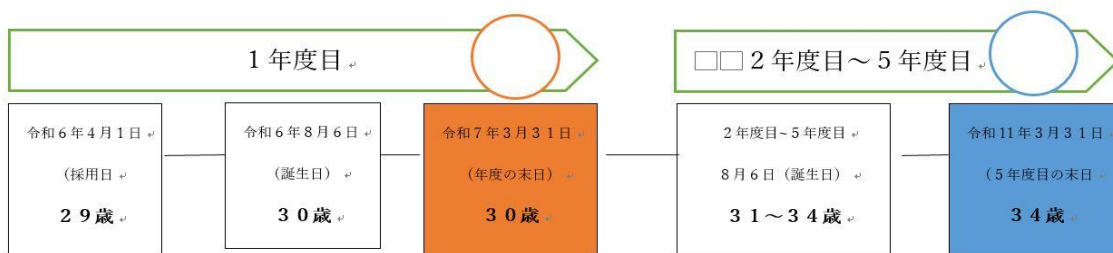
※2 介護・保育職を採用した場合は、2/3(最大24万円)支援

2 支援対象者とは

次の(1)から(7)の全てを満たすことについて、函館市長の認定を受けた方です。

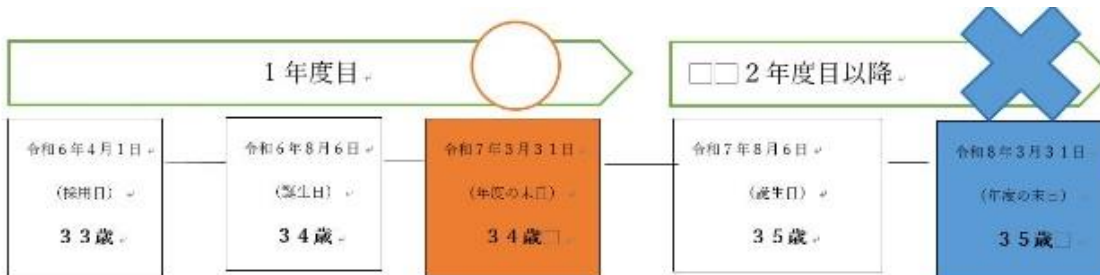
- (1) 下記7の登録決定を受けた「若者応援企業」に令和6年4月1日以後、**正職員**※3として新規採用され、勤務していること。
- (2) 大学等在籍中に、奨学金の貸与を受け、計画的にその返還をしている(返還予定含む)こと。
- (3) 函館市から奨学金返還支援を受けようとする期間において、勤務する若者応援企業から同様に支援を受けていること。
- (4) 函館市から奨学金返還支援を受けようとする期間において、函館市に住所を有すること。
- (5) 函館市から奨学金返還支援を受けようとする年度の末日における年齢が35歳未満であること。

(例1) 令和6年4月1日採用，採用時29歳（令和6年8月6日で30歳）の者



⇒ 5年（60か月分）受給可能

(例2) 令和6年4月1日採用，採用時33歳（令和6年8月6日で34歳）の者



⇒ 1年（12か月分）受給可能

(6) 奨学金の返還に対する他の助成制度の適用を受けていないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

※3 雇用期間の定めがなく，雇用保険の被保険者である職員。

3 若者応援企業の登録要件

登録については，次の（1）または（2）のいずれかに該当し，かつ，①から⑥の要件を全て満たす必要があります。ただし，公務，独立行政法人等は対象外とします。

(1) 函館市内に本店がある 中小企業等※4	(2) 函館市内に本店がなく， 支店等がある中小企業等
奨学金の返還をする者を 正職員として令和6年4月1日 以後，雇用する予定であること。	奨学金の返還をする者を 正職員として令和6年4月1日 以後，就業地域を函館市内に限定 し，雇用する予定であること。

- ① 奨学金の返還をする正職員に対して，市の支援額以上の額の金銭給付を5年（60か月）行うことができる。ただし，介護・保育職を正職員として雇用する場合は，当該企業の金銭給付を求めない。
- ② 函館しごとネットに登録していること。
- ③ 労働基準法，職業安定法その他労働関係法令に違反していないこと。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- ⑤ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団，同条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- ⑥ 市に納付すべき税を滞納していないこと。

※4 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの、またはこれらのものに準ずるものとして市長が認め
たもの、介護保険制度における函館市の指定する介護事業所、市内の保育所・認定こども園・幼稚
園をいう。

4 支援額・負担割合

①企業等に勤務する正職員	②保育士および直接介護に従事する正職員
補助対象者の年間返還額の ・市 1／3（年上限額12万円） ・企業1／3以上 ・本人1／3（企業が負担することも可能）	補助対象者の年間返還額の ・市 2／3（年上限額24万円） ・企業負担なし ・本人1／3（企業が負担することも可能）

5 支援期間

5年（60か月）※ただし、対象は34歳になる年度分までの返還額とします。

6 登録申請

本事業の趣旨に賛同し、函館市とともに奨学金の返還支援を行う市内企業等は、下記提出
先に次の書類一式を提出してください（郵送可）。なお、申請は随時受付いたします。

- (1) 函館市奨学金返還支援事業補助金若者応援企業登録申請書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 登録可否の決定

函館市長は、市内企業等から6の登録申請があった際は、3に掲げる要件について審査の
うえ、登録の可否を決定し、当該企業等に通知します。

8 登録後の変更届出

7の登録決定通知を受けた若者応援企業が、次のいずれかに該当したときは、直ちにその
旨を「函館市奨学金返還支援事業補助金若者応援企業変更届出書」により、函館市長に届
出してください。

- (1) 登録の取り消しを希望するとき。
- (2) 3の登録要件を満たさなくなったとき。

9 登録の取り消し

函館市長は、7の登録決定をした若者応援企業が、次のいずれかに該当すると認めるとき
は、若者応援企業としての登録を取り消し、その旨を当該企業に通知します。

- (1) 3に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

10 若者応援企業の登録にかかる申請書類の提出先

函館市経済部雇用労政課（市庁舎3階）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電 話 0138-21-3308・3309（直通）

F A X 0138-27-0460

e-mail koyo@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市奨学金返還支援事業担当 宛て

1 1 その他

本事業における支援対象者に対する奨学金返還支援につきましては、令和6年第1回函館市議会定例会における予算の議決が前提となりますことをご了承願います。